

平成28年度 大町町保育料月額表

○ 保育認定（2号・3号）の保育料月額（単位：円/月）

階層	階層区分		3号認定（月額）		2号認定（月額）			
			0・1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	1 ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		2 その他	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円 未満	1 ひとり親世帯等	9,250	9,150	7,750	7,650	7,750	7,650
		2 その他	19,500	19,300	16,500	16,300	16,500	16,300
第4A	市町村民税所得割課税額 57,700円 未満	1 ひとり親世帯等	11,500	11,400	10,000	9,900	10,000	9,900
		2 その他	23,000	22,800	20,000	19,800	20,000	19,800
第4B	市町村民税所得割課税額 77,101円 未満	1 ひとり親世帯等	13,250	13,100	11,750	11,600	11,750	11,600
		2 その他	26,500	26,200	23,500	23,200	23,500	23,200
第4C	市町村民税所得割課税額 97,000円 未満	1 ひとり親世帯等	15,000	14,800	13,500	13,300	13,500	13,300
		2 その他	30,000	29,600	27,000	26,600	27,000	26,600
第5A	市町村民税所得割課税額 133,000円 未満	1 ひとり親世帯等	18,620	18,370	17,110	15,890	13,930	12,710
		2 その他	37,250	36,750	34,220	31,790	27,860	25,430
第5B	市町村民税所得割課税額 169,000円 未満	1 ひとり親世帯等	22,250	21,950	17,110	15,890	13,930	12,710
		2 その他	44,500	43,900	34,220	31,790	27,860	25,430
第6A	市町村民税所得割課税額 235,000円 未満	1 ひとり親世帯等	26,370	26,000	17,110	15,890	13,930	12,710
		2 その他	52,750	52,000	34,220	31,790	27,860	25,430
第6B	市町村民税所得割課税額 301,000円 未満	1 ひとり親世帯等	30,500	30,050	17,110	15,890	13,930	12,710
		2 その他	61,000	60,100	34,220	31,790	27,860	25,430
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円 未満	1 ひとり親世帯等	35,500	35,000	17,110	15,890	13,930	12,710
		2 その他	71,000	70,000	34,220	31,790	27,860	25,430
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円 以上	1 ひとり親世帯等	40,970	39,760	17,110	15,890	13,930	12,710
		2 その他	81,950	79,520	34,220	31,790	27,860	25,430

※ 第2-2階層、第3-2階層、第4A-2階層に該当する世帯については、最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円となります。

※ 第4B-2階層以降の階層については、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円となります。

※ 第3-1階層、第4A-1階層、第4B-1階層に該当する世帯については、第2子以降は0円となります。

○ 教育標準時間認定（1号）の保育料月額（単位：円/月）

階層	階層区分	1号認定（月額）	
第1	生活保護世帯	0	
第2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	1ひとり親世帯等	0
		2その他	3,000
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	1ひとり親世帯等	7,550
		2その他	16,100
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500	
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700	

※ 第3-1階層から第5階層までは、小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円となります。

※ 第2-2階層、第3-2階層に該当する世帯については、最年長の子どもから順に2人目は上記の金額の半額、3人目以降は0円となります。

※ 第3-1階層に該当する世帯については、最年長の子どもから順に2人目以降は0円となります。

※ 新制度に移行しない幼稚園は、従来どおり各園が定める料金となります。

○ 時間外保育料日額（単位：円/日）

時間帯	保育標準時間	保育短時間
7時00分～8時30分	—	200
16時30分～18時00分	—	200
18時00分～19時00分	100	100

※大町保育園の時間外保育料です。

※ 4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき保育料を算定します。

※ 保育料算定の認定区分は、年度の初日（4月1日）の年齢によります。